

二豊の莊園について (一)

―豊後国岡田帳を中心として―

渡 辺 澄 夫

は し が き

「吉川英治氏の宮本武蔵や新平家物語は、数十万の読者を得た名著と言われるが、その中には武蔵がどうしてめしを食つていたかの説明がないのに、これを不思議とせずに仁侠の世界を讚美するのが日本の因柄である」と嘆したのは、日本史家ならぬ「中国社会の基礎構造」の著者、今堀博士の言である。英雄佳人の世話じみた生活問題の敘述は、文学の詩的世界には無用であるとも考へ得るが、実はその大半の責任が従来^①の史家にある事も否めない。古い教科書を見るとそうした敘述は少く、郷土史の中には特にその方面の欠けているのが多い。特に中世史の分野でブランクの状態のものがあるのは、当時の社会経済体制が、史学専攻者にも難問とされる莊園制であつた事にも関係がある。こうした大きな問題が筆者のような微力によつて説明されるとは到底考へられないが、何程かの参考になればと思ひ敢えて卑見を述べる事にした。先学の吐正と援助によつて、幾分でも二豊中世史の解明に前進の契機となれば望外の喜びである。

一、豊後国岡田帳の成立と史料的价值

莊園研究は僅かずつの古文書を集めて、その成立発展の過程や内部構造を分析しなければならぬ。豊後国には全体の莊園が一まとめにして記されている弘安八年(一二八五)の岡田帳がある。^①鎌倉時代後半期のものであるが、これを中心として發

生期に遡り更に降つて麥質崩壞の過程を知るのに極めて便利である。二豊荘園研究の出発点として、先づ第一に本書が取り上げられねばならない所以である。

鎌倉時代には幕府の命によつて、國毎にこうした報告書が作製されたらしい。最も古いのは建久園田帳（薩摩・日向）^②で、その他淡路園太田文（貞応二年）・若狭園太田文・肥前園郡御実檢帳（以上文永二年）常陸園太田文（弘安二年）・但馬園太田文）・（弘安八年）・肥前園庄公田数帳（正応五年）等がある。かつて肥前園にも建久頃の園田帳の存在した事が宇佐永弘文書の整理によつて判明したが、遺蹟乍ら断簡である。たゞこれに代るものとして、宇佐大鏡があり、宇佐宮領だけについては鎌倉初期以前の状態を知り得る事は幸いである。

豊後園園田帳は、元寇直後の公領荘園の別、その田数と知行者（本家・領家・領所・地頭等）を注したものである。時の守護は大友頼泰（道忍）で、幕命により守護の権能において調査し報告したものである。その事情は同書の前書によれば、弘安八年二月廿二日幕府から御書（御教書）を以つて報告を命ぜられたが、頼泰は幕府の徳政使者が下向していたので正月以來家来と共に博多に出張していたため調査が出来ず、なお笹崎八幡・肥前川上社の造宮に暇どり、九月帰園して直人等に報告させたものであると言う。右に徳政使者下向とは、弘安七年五月幕府が寺社領以下に關する三十八ヶ後の政道、興行の条々を規定したが、その内二ヶ条は九州に關するもので、同十一月廿五日の關東御教書に、鎮西の宗たる智領を甲乙人が活却または質券の地と言つて横領するものがあるので、明石行宗・長田教経・兵庫助三郎政行を東使として下し、なお大友頼泰・越前守宗盛・少弐経資に合奉行として参加すべき事を命じた。御使下向とはこの東使の事であり、頼泰が正月以來博多に「昇向」いたと言うのは、合奉行に任命された事に關係するものと解される。文永・引安以後、九州が異賦防禦の第一線となり、所領訴訟のため六波羅・關東に参訴し本領を離れる事を止める必要上、現地に訴訟機関を常置する事が望まれ、その具体的な措置として、右の東使と合奉行による合議訴訟機関が成立したのである。後に鎮西談議所となり、遂に鎮西探題にまで發展完成される九國二島統治の最高機関の端緒である。なお、先の御教書には、平家以後没收地の事、京都・關東被官輩の知行の事、甲乙人等押

領の境相論の事、等を糾明する事、並びに社壇修理や退転した神事の興行、主要な神社及び名主職を調査する任務も附加されていた。頼葵が両社の造営を行つたのも、この命令に随つたもので、岡田帳の指し出しも、神社復興と関係があり、蒙古合戦以後の所領争いや御家人の論功行賞に關係があるであろう。

本書の報告は九月晦日附で書かれ、幕府政所執事二階堂行一（信濃判官入道）に宛てられている。頼葵の帰国は九月とあるから、僅か一ヶ月足らずで完成した事になる。若し期間に間に合わねば支障を来すとの配慮から短期間に作成したもので、道忍自ら「四度計（しどけ）なく候」と述べ、追而詳細な報告書を進め、これと取り替える事を上申しているが、果してこれが行われたかは疑問である。現在のものは初度の注進状案の転写本であり、諸本に相当の異同がある。なお、本書の書出しには十月十八日に脚力（平林本兼正、他本芳正）が豊後国府（一本府中、他本豊府）を出発したとある。九月晦日に完成して十月十八日に早馬が守護所（古国府）を出発したわけであるが、この部分が前書の一部となつている事は、文書の体裁からして、また文書の日附からしてやゝ不合理である。平林本では、

御注進状案、豊後国田文事、弘安八年十月十六日豊後於府中脚立兼正在判、豊後國中神社仏寺権門勢家庄園………交名之事、

とあり、他本には「（上略）豊後出府畢、脚力芳正、在判、（下略）」とある所を見れば、この部分は文書の端書等として出発の日附、脚力の署判を記したものが、転写の際本文中に混入したものと見るべきではあるまいか。然らば本文の始りは、脚力の次の、

豊後国神社仏寺権門勢家庄園領公田及領家預所地頭弁済使等交名之事、

であつたとするのが妥当であろう。このように、本書が一種の仮報告の性質をもっている事、転写の際の誤入・誤脱・誤記等があり、なお、数行ないし一枚の落丁（後述）の存在が予想される事は、史料価値の減殺を否定し得ないが、その成立事情は正史と符合し、又莊園の記述は古文書と合致するものが頗る多い。偽書説の当らない事は言うまでもなく、誤写も異本の校合

によつてある程度克服される以上、仮報告としての限界性を考慮して使用すれば、数少い総合的な中世莊園史料としての価値は極めて高いと言わねばならない。

註

- ① 宇佐本・竹田津本・平林本・三浦本その他の諸本がある。後藤碩田の凶田帳考証(編年大友史料)が最も総合的であるが、なお誤解や不備な所がある。
- ② 島津家文書一(大日本古文書家わけ)。
- ③ 史料編纂所影写本。なを常陸・淡路・豊後のそれは続群書類従卅三下雑部、但馬太田又は続々群書類従十六にも收められている。正徳五年肥前国庄公田数帳は、河上宮用途支配に関し、同国全体にかゝるものではない。
- ④ 大県史料宇佐永弘文書一口絵写真。
- ⑤ 宇佐益永本(史料編纂所影寫本)及び小嶋鉦作氏本等が知られている。
- ⑥ 碩田考証。菅崎宮は文永十一年蒙古合戦に焼亡・弘安三年再度焼失した。
- ⑦ 新御式目(續群書類従二十三下武家部)。
- ⑧ 新編追加(前前)。
- ⑨ 相田二郎氏異国警固番役の研究(歴史地理五十八の一・二・三)石井良助博士鎌倉時代の裁判管轄(法学協会雑誌十七の十)、佐藤進一氏著鎌倉幕府訴訟制度の研究二八五頁以下。

二、平安時代莊公の分割領知關係

弘安八年の豊後國內の田地は、次の如く分割領有されていた。最も広大なのは宇佐宮領の一六〇町余で、神宮寺である彌勤寺領を合すれば二六九三町余、全体の約三五%を占める。由原社領は現在の柞原八幡であり、鶴見社とは別府鶴見山麓の火男火売神社である。安樂寺は太宰府にある道真を祀る天満宮神廟で、その莊園は九州各地に跨り、宇佐宮と共に九州における二大莊園領主であつた。蓮華王院は後白河法皇の建立にかゝる京都三十三間堂、金剛院・城興寺とともに京都の寺院かと思われが、確証を得ない。碩田は城興寺を玖珠郡の興聖寺に比定する。音の類似と同寺領が多く同郡にある事からの推定であるが、地方の一寺院が領家として二七〇町余の莊園を領有し得たかは頗る疑問である。八代國治博士莊園目録には皇室御領としている。従うべきものとするが、遺憾ながら論拠を示さない故、今後の検討を期したい。権門領は皇室(主として女院)・

弘安八年豊後國莊公田数表

本所領家	田数	計
宇佐宮領	1600余	2954余
由原社領	246	
鶴見社領	15余	1570余 (4524)
宇佐彌勤寺領	1093	
安樂寺領	500余	
蓮華王院領	300余	
金剛院領	500余	
城興寺領	270余	
権門莊領	1380余	
国半不輸領	680余	
公田	850余	
府警固田	18	
府官濟物并定田	256	
計	7708	(7708)

藤原氏、その他の京都貴族の所領である。国半不輸領とは、所当は国衙に收め公事雑役（夫役及び雑税）を権門社寺に納入するものである。新編追加に、

一半不輸所々地頭方公事可_レ勤_二仕_一否事、

右、或并_二濟所_一当於国司領家、令_レ勤_二仕公事_一寺家社家所々在々、又并_二濟所_一当於国司、令_レ勤_二仕公事_一於権門、（下略）

が、公事を他に与えたものである故、国衙の一円支配権は存しない。これに対し公田は、所当・公事ともに国衙の支配に属するもので、在庁の一円支配権下にある。府警固田は国衙領であるが、その地子（小作料）は太宰府警固の費用にあて、公事のみに国衙が収めた。貞観十一年（八六九）六月新羅の海賊が豊前国から太宰府に運送した年貢絹綿を掠奪したので、博多鴻臚館に甲冑を運び浮囚を差遣して分番せしめ、統領選士を分置して警備せしめた。その糧米を九州諸国に分担させたが、のち筑前国の女子口分田を割いて公営田とし、残りの田地を分置して警固田と名づけ、その地子を以て雑用に充てしめた。又二百町を割いて府備田とした。^①豊後の府警固田がこの時のものであるかは明瞭でないが、これと関係のある事は疑いない。最後の府濟物并国官物定田は、恐らく豊後國衙の正税中から太宰府に進済していた官物が、後に田地として固定したものである。延喜式主税上に、

豊後国正税、公隣廿方束、国分寺料二万束、文殊会料二千束、府官公隣十五方束、衛卒料一万六千四百七十二束、修理府官舍料六千束、池溝料三方束、救急料八万束、浮囚料三方九千三百七十束、

二豊の莊園について

とある府官公廨や修理府官舎料等が、荘園の増加によつて一定の定田として固定したものではないかと推測する。

以上惣田数七七〇八町の内(凶田帳は六八七三町とする)、過半数である四五二四町は社寺領で、しかもその三分の二は地元元の社寺領、残り三分の一が太宰府及び京都の社寺領である。皇室や藤原氏等の権門荘領は一三八〇町余で、地方豪族や在庁官人等による寄進地系荘園が多い。上記の社寺領及び権門領を加えると五九〇四町歩余となり、当時全体の七七%が荘園化した事になる。従つて残り一八〇四町、全体の二三%が国衙領であるが、その中六八〇町は半不輸領で、二七四町は公事だけの支配権であり、純然たる公田は八五〇町、全体の一一%に過ぎない実状である。しかもこれらには、多く御家人たる地頭が入部しており、そうでないものも国衙在庁官人の私領化し、殆んど荘園と変らない状態である。荘園の普遍化はまさに以上の通りであるが、当時の荘園の内부는、在地領主層(地頭)の擡頭により、すでに荘園制を要質させる次の段階へと進みつつあったのである。次に郡別にし、個々荘園毎にこれらについて概観したい。

註(一) 日本三代実録貞観十一年六月十五日・同十五年十二月十七日。
(二) 新訂増補國史大系二十六。

三、各荘園の田数と領知関係

凶田帳に示される八郡の荘園・公領の田数、及び領家・地頭は次の通りである。記載の領家・地頭等の中には、実名の比定に問題を有するものが多いが、その考証は次の機会に譲り、こゝには紙幅の関係上凶田帳の記載を要約するに止める。

(一) 兩東郡 一六三八町(五荘八郷)

宇佐宮領領主
神官名主等(町)
(1) 武嘉郷三〇〇、

本郷	二五四、八段歩	地頭大友頼泰(道忍)
久吉名	一六	同
重藤名	八	同
池永永吉名	二二	地頭忠左衛門尉惟景跡本工助三郎景元(道念)

宇佐宮領

(2) 安岐郷三〇〇、

余名 三六、

領主宇佐神官名主等
地頭日田永基(法基)

同

相模七郎母御前辻殿

地頭朝采野彌三公平

戸次時頼(道惠)同公繼

郷司采縄妙惟房智恩院主采範神官名主等分領

地頭職大炊三郎藏人能泰(道喜)

地頭職小田原頼景

元豊前大炊入道女子持明院別当後室跡、田原泰広景借上質券、
買得相伝相論
伊賀國住人八十島頼忠私領、田原泰広借上

宇佐宮領

(4) 田原郷 六〇、

本郷 四〇、

小野郷一万余名 一〇

本郷三并府 四二、

吉丸名 二一

糸永名 三〇

櫛米浦 一五

大田原別府(イ浦) 一五

宇佐宮領

(5) 田染郷 九〇、余

名越尾張入道
曾彌崎慶増

大炊判官次郎親元

小田原重直(道伝)

地頭伊美永久(道応)

(6) 伊美郷 七〇、
(イ八〇〇)

(7) 都甲荘 七〇、
同

地頭都甲西迎跡惟近(寂妙)

地頭川越安芸前司

(8) 香地郷 六〇、

(9) 宇佐彌勤寺領、
真玉荘 七〇、

真玉左衛門次郎惟重跡嫡子又次郎惟有(頼信)大式坊寛秀五郎惟
村各知行之処、豊前大炊入道跡六郎太郎能重論之、

(10) 草地莊 二五、

地頭職大友頼泰

(11) 竹田津 二〇、
(莊脫カ)

領主竹田津惟永(連仏)

宇佐彌勒寺領所司等名主教人

(12) 白野莊 二五、

岐部 浦島

領主岐部三郎成末(円妙)
彌勒寺領所司等

(13) 國東郷 三〇、

領家松殿二位中将御跡、地頭職信濃伊勢入道殿跡

(一) 速見郡 一五〇〇町(四莊四郷)

(1) 宇佐宮領
石垣莊 二〇、

別本 府莊

一四〇、
六〇、

宇佐領領主神官名主等
地頭名越備前左近大夫(公明)

(2) 朝見郷 八〇、

地頭職土肥一王丸

(3) 藩門莊 八〇、
(イ百余町)

小本 湯立小
平湯 坂小
加鶴 湯立小
納見 野村莊

一五〇、
一七〇、

地頭職藩門次郎貞繼(道善)
大將家法花堂別當僧都御房(藤基氏カ)
大友頼泰
同同

(4) 大神莊 一七〇、

地頭職相模守(時宗カ)
戸次時頼(道惠)

日出、津島
近部、藤原
井手、野村
真奈井、野村
木乃井之村

七〇、
七〇、
三〇、

戸次頼并親同利根次郎頼親

(5) 宇佐彌勒寺領
八坂莊 二〇、

本莊 一〇〇、
下莊 五五、
若富莊 五〇、
新莊 二

領家八幡檢校法印女子
御家人八坂五郎左衛門惟繼跡彌五郎盛比七郎惟行、
十郎能繼各配分
大友頼泰
八坂五郎左衛門跡彌五郎親盛跡彌次郎忠繼、惟繼嫡孫而相統

(6) 山香郷 一〇〇

立本 石村郷
下倉成 名
日一広 瀨

一四〇〇 余
一六六
三三六 三三〇
三〇三 三三〇

郷司(大神)家定退転之後当和行因分明
肥前九郎入道明與跡彦四郎盛通(良惠)
肥前御家人綾部小治郎道明跡後家善阿女子小田原五郎景壽配
分知行
遠江四御家人内田工藤三致清跡三郎政時(イ持)相續
大炊判官代太郎頼元日差左衛門後家相論
戸次太郎時頼(道惠)三郎重親相續

(7) 由布院 六〇

(8) 鶴見村 一五

(三) 直入郡 二七〇町 領家安楽寺御神領、地頭職安楽寺御神領

地頭大友頼泰

(1) 入田(郷) 三五

(2) 朽網郷 四〇

(註) 直入郡は落丁ないし發行の脱落があるかと考えられる。

地頭朽網泰親(善心)

(四) 大分郡 一一八九町(六莊三郷)

領家大納言二位局

(1) 植田莊 三二五、二

上乙吉永行松千重光
義大藤弘 武名名名
名名名名名名

五五〇 八六
六〇〇 八六
四〇〇 一三三
三七七 一三三
一六六 一三三
一一八 一三三
一一五 三
一五二 三
一八二 三

大輔房有秀
同前大炊藏人能泰
松尾彌次郎惟泰跡知行不分明
相模御家人川村新五郎清秀(戒惠)
植田八郎有綱跡四条侍從殿知行而當同住人長谷王入道信寛
戸次頼親

(2) 本家宜秋門院御跡
戸次莊 九〇

地頭職戸次時頼、同重頼、同頼親各知行難存知

二豊の莊園について

(9) 領家徳大寺中納言
筈和郷一七〇、

永興寺 一三、六

地頭職大友頼泰

内梨畑大略島、地代不分明

地頭甲斐岡住人市川左衛門宗清（連性）五郎
地頭相模四郎左近大夫

(5) 海部郡 八三二町（三莊五郷）

地頭職駿河前司入道（北条業時）

(1) 領家一条前殿下跡
臼杵莊二〇〇、

(2) 領家高倉宰相
丹生莊一五〇、

（平林本）地頭職大友頼泰（イ本）駿河前司入道

(3) 領家毛利判官代同孫四郎
佐伯莊一八〇、

地頭職大友頼泰

本 庄
堅田村六〇、
二〇〇、
三一〇、
一五〇、
七、七、
四一一

地頭御家人佐伯彌四郎政直
領家 佐伯八郎惟資（道法）
堅田左衛門三郎惟光（善大）
忠左衛門次郎惟永後家
小田原次郎重直（道仏）

(4) 領家
佐賀郷一五〇、

地頭相模守（北条貞時カ）

関権現御神領
佐賀関一一

地頭大友頼泰

(5) 領家
大佐井郷五〇、

地頭職亀谷刑部大輔

(6) 領家
小佐井郷七〇、

地頭肥前岡御家人草野次郎経永

- (7) 柴山村一〇、
- (8) 毛井村一〇、

地頭 戸次三郎重頼
地頭 信濃國御家人平林彌太郎入道親継 (行丹)

(丙) 大野郡八七〇町 (二莊三郷)

- 領家三聖寺
- (1) 大野莊三〇〇、
- (一本三三〇余)
- (2) 三重郷一八〇、
- (3) 野津院 六〇、
- (4) 井田郷 八〇、五、
- (5) 緒方莊二八〇、

地頭 戸次二郎重頼
大野太郎基直女子相統
基直妹相統
阿尼女善修理亮広衛壽今死去子息鶴丸
輔阿尾跡御所女房按察使御局
横尾太郎兵衛入道孫鶴丸連慶檢校
大和太郎當能秀、同次郎時秀、同新三郎資秀、同四郎太郎泰長配分
詫摩別當能秀、同次郎時秀、同新三郎資秀、同四郎太郎泰長配分
志賀太郎泰朝 (阿法) 嫡子藏人太郎貞朝貞親鳥帽子継云
新田陸奥守殿

中村	七六、	六九、九、	一一〇〇〇
下村	一〇〇、	二二、二、	三〇〇〇〇
上村	五一、	二五、五、	三〇〇〇〇
志賀村	七三、	三五、五、	一一〇〇

(丁) 日田郡五六〇町 (二莊)

- (二条帥)
- 領家三条輔入道跡
- (1) 日田莊五〇〇、
- (イ七六〇)
- (2) 領家安楽寺別当御房
- 大肥莊 六〇、

(本 莊)

竹田別府	四五〇、	二〇、二
田嶋由布	一一二、	
石井今泉	六、	
得善名		

地頭 野津五郎頼宗 (阿一)
地頭 職相棟三郎入道女子
地頭 職大友頼泰

地頭 職日田彌三郎永基 (法基)
領家清水谷大納言家跡、地頭 職大友親秀女子持明院別当室跡、
小田原次郎景泰 (寂仏) 同五郎景郷賞領
清水谷大納言跡
宇佐彌勤寺領
地頭 職上野國御家人大鷹四郎頼胤跡当知行不明

(四) 玖珠郡三八〇町 (五郷)

(1) 長野郷 (マ、) 七〇、)

本郷 一〇〇、
新郷 二三五、

領家城興寺 (マ、)
領家職本家安嘉門院御跡

(2) 山田郷 八〇、

本村 (イ庄) 一二二、三
新階村 一三三、三
山階村 二五、三
魚返村 一一、六、三四

領家城興寺
安嘉門院御跡
領家城興寺、地頭職小田左衛門尉重成 (連西) 横尾十郎成資跡
横尾公知行

新莊

魚返次郎通秀 (定秀) 同三郎通資 (念西) 同彌六通直跡第九郎
政綱相続、同小次郎通近各分領不分明

(新村)
同村戸幡葛浦道 (新庄) 五、四、六
栗木名 八、

肥後兩御家人平田部葉王丸
肥後兩御家人原田七郎種秀

(3) 本家安嘉門院御跡 八〇、
古後郷

本郷 七〇、三、一三〇
平井名内石神 六、六、二四〇

古後左衛門通重 (心源) 平井彌六重信、同次郎泰通、志津利小
次郎通広、同九郎通重、同十郎通繼、原口四郎通村、今村五郎
高能、各分領不分明
矢部源次郎入道 (心仏)

(4) 本家安嘉門院御跡 八〇、
帆足郷

大富 三〇、
久富 一一七、六
森村 一七、
片平田 一七、
岩室村 一三、
飯田 (新庄) 九、五
美良津名 二九、
惠良村 二三、三、一三〇

地頭職大友頼泰
地頭職帆足六郎左衛門通貞 (西連)
地頭職森三郎朝通 (道願)
地頭職岩室六郎良信
地頭職森三郎朝通、片平田清六通直 (西信)

豊前大炊四郎直重跡孫子鬼丸今四郎直親

本庄領家職城興寺
新庄領家職一乗寺
飯田郷 七〇、

〔惠良本村
檀〕
(云新庄)
相藤名

一六、三、二〇
七、

肥前国御家人長与石馬次郎家経
地頭職横尾十郎成資跡、今城興寺

六、五

地頭職野上次郎資直、右田四郎盛明、松木三郎吉光

野書
上曲村

一〇、
一、六、三〇

豊前大炊入道女子持明院别当入道至跡小田原次郎頼宗實得
御家人野上太郎資直、右田四郎盛明(道門)各分領不分明

以上、国東郡五莊八郷、遠見郡四莊四郷(内院一、村一)、直入郡一莊(？)二郷、大分郡六莊三郷、海部郡三莊五郷(内村二)、大野郡二莊三郷(内院一)、日田郡二莊、玖珠郡五郷で、總計二十三莊三十郷(内二院三村)、合して五十三所となる。因田帳の末尾に「都合莊・郷五十八所」とあるものより若干少いのに、直入郡の部に落丁ないし脱落のあるらしい事に、他に村を一所として激えたものもある事が考えられる事等に原因するであろう。

莊・郷の面積は日田莊五百町が最大で、武蔵郷・安岐郷・栗縄郷・国東郷・植田莊・大野莊等の三百町台がこれに次ぎ、二百町台が七所(石垣莊・八坂莊・山香郷・高田莊・賀栗莊・白杵莊・緒方莊)で、百町歩以下は三十所で過半数を占める。日田莊は律令制の郷を数個合したものであり、武蔵郷以下は郷が莊に転化したもの、百町以下のものは多く郷が数莊に分れたものである。国東地方に三百町以上のものゝ多いのは、この地方が宇佐八幡と關係があり早く開拓が進んでいた事の外に、封戸の郷がそのまゝ神領に転じた事に原因する。たゞし以上の面積は耕地だけ(しかも水田だけ)で畑や山林・原野を含まない。百町以下のものにも、畑や広大な未墾地があるのであつて、畿内莊園の散在的なものと異り、すべて一門莊的形態をとる。都甲莊のように開發領主の寄進にかゝるものや、国郡郷司等が公領を囲い込んで私領化し権貴に寄進した寄進地系莊園で、何れも辺境型莊園の類型に入る。植田莊に代表されるように、本名の面積が何れも百町歩の田積を有する事は、名主が土豪であり地頭・御家人である事と關係し、九州莊園の特色を示している。たゞし佐伯莊以外に総地頭が見えないのは異例であり、果して純九州型かどうか、今後の検討が必要である。

莊と郷の相違については、先づ郷の性格を明かにする必要がある。郷は分つて三種に類別する事が出来る。即ち(イ)社寺

領の郷、(B) 國領の郷、(C) 本所・領家の莊園化した郷、である。因東郡の宇佐宮領で郷を稱するものが(イ)に當る。一般に社寺は近在の所領は郷を稱して莊と呼ばず、特に深い精神的結合關係を以て、郷民に恒例・臨時の祭祀や日常の宿直その他の雜事に力役の奉仕を要求した。こうした所は莊よりも人的結合關係が強く、従つて封戸等から發展して所領化したものが多い事等については、清水三男氏や河野泰彦氏等の研究に詳しい。(B)は律令制の郷がそのまゝ國領として存続したものである。たゞしこれも國司や在庁官人等の私領化し、なお御家人たる地頭が居り、殆んど莊と變らなくなつて居る。(C)が既に莊園化して居りながら郷を稱すのは、比較的後まで國領であつたもので、莊園化の割合いに新らしいものである。國領の郷が、大分郡では荏隈郷や判太郷等であるのは、國府の所在地ないしそれに接した地域であるからで、大野郡の野津院が郡内唯一の國領として残つて居るのは、律令時代の正税を保管する院倉が置かれていたため、後まで國領の支配権が及んだためである。由布院もやはり院倉の置かれた名残と思われ、佐伯にも平安時代天慶年間(九四一)には院倉があつたらしい。(D)前者が實質上莊園化した、後者が完全に莊に轉換して居るのは、距離的制約による國領支配力の貫徹度の如何によるものである。

言うまでもなく、莊園には本家・領家・(預所)・地頭・地頭官・名主等の支配系列があるが、右にはそれを完全に明記したものもは少く、記されても大部分は不完全で、例えば臼杵莊のように全くこれを記さないものも多い。幕府の命令が「國中寺社・仏神領等並権門勢家莊園、國領公田及領家・預所・地頭・弁濟使等交名」を注進すべき事にあつたためと、すでに述べたような精密調査が出来なかつたためである。在地が地頭中心の記載となつたのはこのためであつて、すでにこれは莊園が武士(地頭御家人)のために相当侵略を受けた變質過程を示し、莊園本来の形態は可成り失われている。では莊園本来の内郷組織や農民の生活状況はどうであつたか、また個々の莊園はどのようにして起り、國田帳の状態に変化したか、更にこれがどうして大友氏の一円所領に転化して行くか等々は、前記の國田帳を基礎とし、個々莊園に關するその前後の時代の史料のたんねんな蒐集と、その分析考察にまつ外はない。微力乍ら先学の示教を得て、以下この課題の解明に努力を重ねて行きたいと考えている。

註

- ① 八代國治博士編莊園目錄。
- ② 大分郡笠和郷の條に、「一内梨畑大略依為畑、地代不分明」とあり、淡路國太田文には、「畠者自元無注文」とある。
- ③ 安元久氏中世初期に於ける所領給与の形態一西國の惣地頭について(史學雜誌五十九の二)。宮本又次博士は九州

- ④ 清水氏著日本中世の村落、河野氏本誌論文。
- ⑤ 本朝世紀天慶四年十一月廿九日條(新訂增補國史大系九)。